

快適トイレの導入試行要領

1. 目的

- 建設現場において男女ともに働きやすい環境を整備するため、長崎県においても平成29年度以降の工事において、標準仕様を満たすトイレを現場のトイレとして試行導入するものとする。

2. 試行対象

◆試行対象機関

- 本庁水産部、各振興局建設部（長崎港湾漁港事務所、上五島支所、上県土木出張所、長与都市開発事業所含む。建築課・住宅課、維持・ダム・空港管理事務所は除く。）

◆試行対象工事

- 平成29年4月1日より入札手続きを開始する、道路、河川、砂防、港湾、漁港関係の工事。

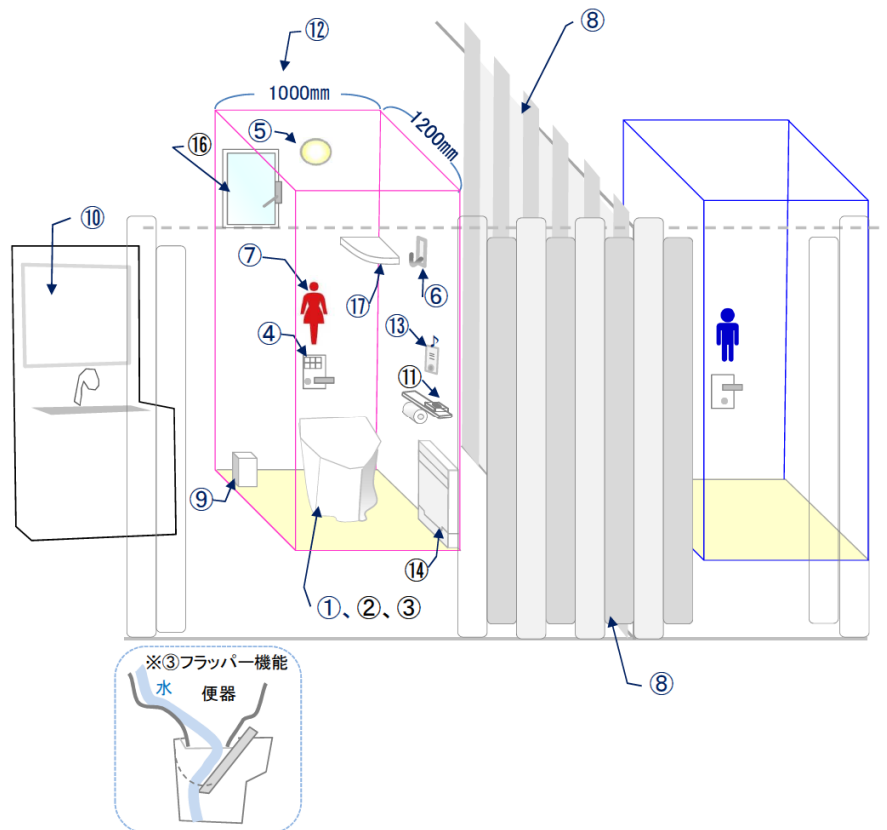
◆対象金額

- 設計金額5000万円以上 → 原則試行導入
- 設計金額5000万円未満 → 施工者の希望により試行導入

3. 試行内容

◆快適トイレ標準仕様（イメージ）

快適トイレの標準仕様(案)
1. トイレに求める機能(標準仕様)
①洋式便座 ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む) ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること) ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの) ⑤照明設備(電源がなくても良いもの) ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)
2. 快適トイレとして活用するために備える付属品
⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) ⑩鏡付きの洗面台 ⑪便座除菌シート等の衛生用品
3. 推奨する仕様、付属品
⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上) ⑬擬音装置 ⑭フィッティングボード ⑮フラッパー機能の多重化 ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)



※1及び2の項目は、必ず備えるものとする

※3の項目は、無くても良いが、あればより快適に使用出来ると思われるもの

◆快適トイレ（現場環境改善型トイレ）の設置

- 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）
- 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。
（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- 「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。
- 監督職員は、「標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。
- 原則、試行対象工事に適用するが、市場に全現場に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- ただし、快適トイレの流通の関係上、仕様に沿ったトイレが手配できない場合は、監督職員と協議を行い、快適トイレを導入しないものとする。

◆快適トイレの積算計上費用

- 快適トイレの費用は、1基当たり〔45,000円/月〕を上限額として、男女別で1基ずつ計2基まで計上〔90,000円/2基・月が上限〕できるものとする。
- 計上費用は、「上限額〔45,000円/基・月〕」と「積算上の差額」とを比較し、どちらか安い方とする。
※「積算上の差額」：実際にかかった費用から10,000円（従来品）を除いた額。
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで〔90,000円/基・月〕上限まで計上可能とする。
- 積算上限額を超える費用については、受注者はイメージアップ経費（率分）の対象として良い。
- 積算方法は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。

《具体的な計上方法例》

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 60,000円/基・月の場合（積算上の差額 50,000円）
→ 積算で計上する費用：45,000円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合（積算上の差額 30,000円）
→ 積算で計上する費用：30,000円/基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
・ 男女別一体型ハウス 100,000円/基・月の場合（積算上の差額 80,000円）
→ 積算で計上する費用：80,000円/基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
・ 男女別一体型ハウス 200,000円/基・月の場合（積算上の差額 180,000円）
→ 積算で計上する費用：90,000円/基・月

4. 各記載例

【設計金額5000万円以上の工事】

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

(番号)快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

《特記仕様書》

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- （１）洋式便座
- （２）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- （４）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- （５）照明設備（電源がなくても良いもの）
- （６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- （10）鏡付きの洗面台
- （11）便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- （13）擬音装置
- （14）着替え台（フィッティングボード等）
- （15）フラッパー機能の多重化
- （16）窓など室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記「1.内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限 45,000 円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、イメージアップ経費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

【設計金額 5000 万円未満の工事】

《入札公告》

『工事概要』に以下を追記する。

(番号) 快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置対象工事とし、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを、受注者からの協議により設置することができる。

《特記仕様書》

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）

1. 内容

受注者は、快適トイレの設置を協議により行う場合は、施工現場付近に以下の（1）～（11）の仕様を満たすトイレを設置することとする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- （1）洋式便座
- （2）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- （4）容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- （5）照明設備（電源がなくても良いもの）
- （6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

(10) 鏡付きの洗面台

(11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）

(13) 擬音装置

(14) 着替え台（フィッティングボード等）

(15) フラッパー機能の多重化

(16) 窓など室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置の協議が整った場合は、上記「1. 内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限 45,000 円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、イメージアップ経費（率）を想定しており、別途計上は行わない。